



秋の全国交通安全運動が行われます



9月21日（月）から9月30日（水）までの10日間、
『それいいね 夜道にきらり 反射材』
をスローガンに、秋の全国交通安全運動が行われます。

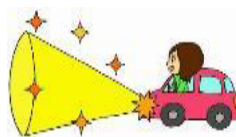


《運動の目的》

日没時間が早まる秋口は、夕暮れ時・夜間の交通事故の増加が懸念されます。
運動期間中に、交通安全教育や広報啓発活動を集中的に展開することにより、
県民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践し、交通事故の
防止を図ることを目的に実施します。

《運動重点》

- 1 〈歩行者〉歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- 2 〈自動車〉夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- 3 〈自転車〉自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



反射材等の着用促進 飲酒運転・ながらスマホの根絶 早めのライト点灯 自転車等ヘルメットの着用

飲酒運転は絶対しない・させない・許さない

運転中のスマホの使用・画面の注視はNG

〈連絡先〉

茂原市役所 市民部 生活課

TEL 0475-20-1505 (月～金 9:00～16:30)



令和8年9月1日道路交通法施行令の一部改正について

生活道路における自動車の法定速度の変更

道路交通法施行令の一部改正により、令和8年9月1日から生活道路における自動車の法定速度が60キロメートル毎時から30キロメートル毎時に引き下げられます。

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される中央線や中央分離帯などがなく、比較的狭い道路のことです。



自動車の法定速度が60キロメートル毎時のままの道路

下記の道路における自動車の法定速度は、引き続き60キロメートル毎時です。

- 1、道路標識又は、道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- 2、道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- 3、高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- 4、自動車専用道路

(注記) 道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。



- 3**
- 高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの(例として、料金所や一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します)



※ 資料：千葉県警察ホームページより抜粋